

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について

四日市港管理組合では、男女雇用機会均等法等に基づく求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化に対応し、採用試験の受験者や職場見学に参加される皆さまが、より安心・安全に求職活動等に臨める環境づくりに取り組んでいます。

当組合では、すべての求職者の皆さまが尊厳を持って選考に臨めるよう、以下のとおり方針を定め、適切な運用を徹底しています。

1. 対象となる方

- ・ 四日市港管理組合職員採用試験を受けられた方
- ・ 職場見学等の求職に資する活動に参加された方

2. セクシュアルハラスメントの例

次のような行為は、対面・電話・メール・SNS 等の手段を問わず、セクシュアル・ハラスメントに該当します。

- ・ 性的な事実関係を尋ねること
- ・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ・ 性的な関係を強要すること
- ・ 必要なく身体に触ること
- ・ わいせつな画像を配布すること など

3. 遵守事項

四日市港管理組合は、求職活動等において、次に掲げる事項を遵守します。

- ・ 個室での1対1の面接・面談は原則として行いません。やむをえない場合には、ドアを開放するなど第三者が確認できる状態を確保します。
- ・ 性的な事項に関する質問は行いません。
- ・ 皆さまとの連絡は、緊急時を除き、県の公用メールアドレス・電話番号を使用します。

4. 相談窓口

求職活動等において、職員から上記のような不快な言動を受けた場合は、以下の相談窓口にお気軽にご相談ください。

相談したことを理由に、求職活動等において不利益な取扱いを受けることは一切ありません。また、相談内容やプライバシーに関する情報は厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏えいすることはありません。

	窓口
相談窓口先	四日市港管理組合 総務課 総務担当
電話番号	059-366-7007
受付時間	8時30分～17時15分
メール	soumu@yokkaichi-port.or.jp